

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																
<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第23条 税率</p> <p>1 発泡酒の税率適用の取扱い</p> <p>(1) <u>法第3条第18号イ《その他の用語の定義》の規定に該当する発泡酒（アルコール分10度未満のものに限る。）に適用される</u>平成29年改正法（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）をいう。以下この条において同じ。）附則第36条<u>第5項第1号及び第2号</u>《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率は、平成29年改正令附則第3条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》及び平成29年改正規則（酒税法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第22号）をいう。以下この条において同じ。）附則第4条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》の規定に基づき計算した麦芽比率により判定する。</p> <p>(注) 平成29年改正規則附則第4条の糖類には含糖質物を含むことに取り扱う。</p> <p>[計算例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 発泡酒の原料の重量等 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">麦芽</td> <td style="width: 15%;">43.5kg</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>70kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>糖類</td> <td>65kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルコール含有物</td> <td>10ℓ(アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 麦芽の重量の計算 $43.5 \text{ kg} + \frac{150 \text{ kg}}{1,000} \times 100 = 45 \text{ kg} \dots\dots \text{A}$ <p>(麦芽) (アルコール含有物の麦芽：平成29年改正令附則3①及び③)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料の重量の計算 $43.5 \text{ kg} + 70 \text{ kg} + 65 \text{ kg} - 65 \text{ kg} \times \frac{25 - 20}{100} + \frac{100}{1,000} \times 20 \text{ kg} \times 5 \text{ (度)}$ <p>(麦芽) (麦) (糖類) [平成29年改正規則附則4] (平成29年改正令附則3②及び③) =176.2kg………B ※ 小数点以下第2位未満の端数切捨て</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦芽比率（税率適用区分） $(A / B) = 25.5\% \text{ (平成29年改正法附則36⑤一適用)}$	麦芽	43.5kg			麦	70kg			糖類	65kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)			アルコール含有物	10ℓ(アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)			<p>別冊</p> <p style="text-align: center;">酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係</p> <p>第23条 税率</p> <p>1 発泡酒の税率適用の取扱い</p> <p>平成29年改正法（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）をいう。以下この条において同じ。）附則第36条第2項第1号及び第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する<u>発泡酒の税率</u>は、平成29年改正令附則第3条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》及び平成29年改正規則（酒税法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年財務省令第22号）をいう。以下この条において同じ）附則第4条《発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置》の規定に基づき計算した麦芽比率により判定する。</p> <p>(注) 平成29年改正規則附則第4条の糖類には含糖質物を含むことに取り扱う。</p> <p>[計算例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 発泡酒の原料の重量等 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">麦芽</td> <td style="width: 15%;">43.5kg</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>麦</td> <td>70kg</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>糖類</td> <td>65kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルコール含有物</td> <td>10ℓ(アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 麦芽の重量の計算 $43.5 \text{ kg} + \frac{150 \text{ kg}}{1,000} \times 100 = 45 \text{ kg} \dots\dots \text{A}$ <p>(麦芽) (アルコール含有物の麦芽：平成29年改正令附則3①)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料の重量の計算 $43.5 \text{ kg} + 70 \text{ kg} + 65 \text{ kg} - 65 \text{ kg} \times \frac{25 - 20}{100} + \frac{100}{1,000} \times 20 \text{ kg} \times 5 \text{ (度)}$ <p>(麦芽) (麦) (糖類) [規8] (平成29年改正令附則3②) =176.2kg………B ※ 小数点以下第2位未満の端数切捨て</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦芽比率（税率適用区分） $(A / B) = 25.5\% \text{ (平成29年改正法附則36②一適用)}$	麦芽	43.5kg			麦	70kg			糖類	65kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)			アルコール含有物	10ℓ(アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)		
麦芽	43.5kg																																
麦	70kg																																
糖類	65kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)																																
アルコール含有物	10ℓ(アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)																																
麦芽	43.5kg																																
麦	70kg																																
糖類	65kg(含有される水分の重量が100分の25のもの)																																
アルコール含有物	10ℓ(アルコール含有物1,000ℓの製造に使用した麦芽の重量150kg、アルコール含有物のアルコール分5度)																																

改正後	改正前
<p><u>(2) 法第3条第18号ロの規定に該当する発泡酒については、次のものに限り、平成29年改正法附則第36条第5項第2号に規定する税率（1キロリットルにつき、134,250円）が適用される。</u></p> <p><u>イ 糖類、ホップ、水及び平成29年改正令による改正前の令第20条第1項各号《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》のいずれかに掲げる物品を原料として発酵させたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）</u></p> <p><u>ロ 平成29年改正令による改正前の令第20条第2項《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》に規定する発泡酒に同条第3項各号のいずれかに掲げるスピリッツを加えたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）</u></p> <p><u>(注) 法第3条第18号ロの規定に該当する発泡酒のうち、上記イ又はロに定めるもの以外の酒類については、平成29年改正法附則第36条第4項に規定する発泡性酒類の税率（1キロリットルにつき、181,000円）が適用されることに留意する。</u></p>	
<p><u>(削除)</u></p>	<p>2 その他の発泡性酒類の税率適用の取扱い</p> <p><u>平成29年改正法附則第36条第2項第3号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定するその他の発泡性酒類の税率（1キロリットルにつき、108,000円）が適用される酒類は、平成29年改正法附則第34条の規定により読み替えて適用される平成29年改正法による改正後の法第3条第三号ハ《その他の用語の定義》に規定するその他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類でアルコール分が10度未満の発泡性を有するもの）が該当するものであるが、当該その他の発泡性酒類のうち、ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類については、次のものに限り、当該税率が適用される。</u></p> <p><u>(1) 糖類、ホップ、水及び平成29年改正令による改正前の令第20条第1項各号《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》のいずれかに掲げる物品を原料として発酵させたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）</u></p> <p><u>(2) 平成29年改正令による改正前の令第20条第2項《ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類》に規定する発泡酒に同条第3項各号のいずれかに掲げるスピリッツを加えたもの（エキス分が2度以上のものに限る。）</u></p> <p><u>(注) ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類のうち、上記(1)又は(2)に定めるもの以外の酒類については、平成29年改正法附則第36条第1項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する発泡性酒類の税率（1キロリットルにつき、200,000円）が適用されることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前								
<p>2 混和酒の税率適用区分の取扱い (省略)</p> <p>3 混和酒を移出する場合の混和割合の表示の取扱い (省略)</p> <p>4 旧酒税法の基づく適用税率の取扱い (省略)</p> <p>附則（平成29年法律第4号関係） 第35条 酒類の製造免許等に関する経過措置 第1項関係</p> <p>1 ビールの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲</p> <p>平成29年改正法附則第35条第1項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定によりビールの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場は、新法ビールが含まれている旧酒税法上の発泡酒の製造免許等を受けている製造場又は販売場に限る。</p> <p>なお、同項の経過措置は、新法ビールの製造を休止している製造場（製造実績がない場合を含む。）又は販売業を休止している販売場であっても適用されるのであるから留意する。第2項関係の1及び第3項関係の1において同じ。</p> <p>（注）例えば、一の製造者が、旧酒税法の規定に基づき発泡酒の製造免許（製造する酒類の範囲又は製造方法についての条件が付されていないもの）を受けている製造場と清酒の製造免許を受けている製造場の2つの製造場を有している場合には、前者の製造場に限って新法ビールの製造免許を受けたものとみなされることになる。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 果実酒又はブランデーの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲</p> <p>平成29年改正法附則第35条第2項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定により果実酒又はブランデーの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場は、以下に定める範囲の新酒税法上の果実酒又はブランデーが含まれている旧酒税法上の甘味果実酒又はスピリッツの製造免許等を受けている製造場又は販売場に限る。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">新酒税法の規定による品目</td> <td style="width: 80%;">酒類の範囲</td> </tr> <tr> <td>果実酒</td> <td>新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類</td> </tr> </table>	新酒税法の規定による品目	酒類の範囲	果実酒	新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類	<p>3 混和酒の税率適用区分の取扱い (同左)</p> <p>4 混和酒を移出する場合の混和割合の表示の取扱い (同左)</p> <p>5 旧酒税法の基づく適用税率の取扱い (同左)</p> <p>附則（平成29年法律第4号関係） 第35条 酒類の製造免許等に関する経過措置 第1項関係</p> <p>1 ビールの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲</p> <p>平成29年改正法附則第35条第1項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定によりビールの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場は、新法ビールが含まれている旧酒税法上の発泡酒の製造免許等を受けている製造場又は販売場に限る。</p> <p>なお、同項の経過措置は、新法ビールの製造を休止している製造場（製造実績がない場合を含む。）又は販売業を休止している販売場であっても適用されるのであるから留意する。第2項関係の1において同じ。</p> <p>（注）例えば、一の製造者が、旧酒税法の規定に基づき発泡酒の製造免許（製造する酒類の範囲又は製造方法についての条件が付されていないもの）を受けている製造場と清酒の製造免許を受けている製造場の2つの製造場を有している場合には、前者の製造場に限って新法ビールの製造免許を受けたものとみなされることになる。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 ビール以外の製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲</p> <p>平成29年改正法附則第35条第2項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定により果実酒又はブランデーの製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場は、以下に定める範囲の新酒税法上の果実酒又はブランデーが含まれている旧酒税法上の甘味果実酒又はスピリッツの製造免許等を受けている製造場又は販売場に限る。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">新酒税法の規定による品目</td> <td style="width: 80%;">酒類の範囲</td> </tr> <tr> <td>果実酒</td> <td>新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類</td> </tr> </table>	新酒税法の規定による品目	酒類の範囲	果実酒	新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類
新酒税法の規定による品目	酒類の範囲								
果実酒	新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類								
新酒税法の規定による品目	酒類の範囲								
果実酒	新酒税法第3条第13号ホに掲げる酒類								

改正後		改正前	
ブランデー	新酒税法第3条第16号に規定するブランデーのうち、旧酒税法第3条第20号に規定するスピリッツに該当する酒類	ブランデー	新酒税法第3条第16号に規定するブランデーのうち、旧酒税法第3条第20号に規定するスピリッツに該当する酒類
第3項関係		(新設)	
1 発泡酒の製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場の範囲			
平成29年改正法附則第35条第3項《酒類の製造免許等に関する経過措置》の規定により発泡酒の製造免許等を受けたものとみなされる製造場又は販売場は、新酒税法第3条第18号ロ又はハ《その他の用語の定義》の規定に該当する発泡酒が含まれている旧酒税法上のその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒の製造免許等を受けている製造場又は販売場に限る。			
2 第1項関係の取扱いの準用			
第1項関係の2及び3の定めは、第3項関係の取扱いにおいて準用する。			
3 蔵置場の設置許可の取扱い			
第3項関係の1の定めは、蔵置場の設置を許可する場合において準用する。			
第39条 手持品課税等		第39条 手持品課税等	
5 手持品課税等の適用を受ける旨の届出書の提出		5 手持品課税等の適用を受ける旨の届出書の提出	
(1) 手持品課税等の適用を受ける旨の届出書の提出先 複数の貯蔵場所において引上対象酒類を所持する場合、平成29年改正法附則第39条第2項、第15項又は第21項《手持品課税等》に規定する届出書は、いずれかの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出することとして差し支えない。 また、複数の貯蔵場所において引下対象酒類のみを所持する場合、平成29年改正法附則第39条第7項(同条第19項又は第25項において準用する場合を含む。(2)において同じ。))に規定する届出書は、貯蔵場所ごとに、それぞれの所轄税務署長に提出する必要があるのであるから留意する。		(1) 手持品課税等の適用を受ける旨の届出書の提出先 複数の貯蔵場所において引上対象酒類を所持する場合、平成29年改正法附則第39条第2項《手持品課税等》に規定する届出書は、いずれかの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出することとして差し支えない。 また、複数の貯蔵場所において引下対象酒類のみを所持する場合、平成29年改正法附則第39条第7項に規定する届出書は、貯蔵場所ごとに、それぞれの所轄税務署長に提出する必要があるのであるから留意する。	
(2) 手持品課税等の適用を受ける旨の届出書が郵送等で提出された場合の取扱い 平成29年改正法附則第39条第2項、第15項若しくは第21項又は第7項に規定する届出書が、郵送又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)に、その提出がされたものと取り扱う。		(2) 手持品課税等の適用を受ける旨の届出書が郵送等で提出された場合の取扱い 平成29年改正法附則第39条第2項又は第7項に規定する届出書が、郵送又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)に、その提出がされたものと取り扱う。	
7 その他		7 その他	
(1)・(2) (省略)		(1)・(2) (同左)	

改正後	改正前
<p>(3) 沖縄県産酒類の手持品課税等</p> <p>沖特法第80条第1項第1号《内国消費税等に関する特例》の規定により酒税の軽減を受けた沖縄県産酒類で、酒類業者がその沖縄県内における貯蔵場所で所持する引上対象酒類及び引下対象酒類に係る手持品課税等は、<u>沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第153号）</u>による改正後の沖特令第89条《酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等》の規定に基づき、この通達に準じて取り扱う。</p>	<p>(3) 沖縄県産酒類の手持品課税等</p> <p>沖特法第80条第1項第1号《内国消費税等に関する特例》の規定により酒税の軽減を受けた沖縄県産酒類で、酒類業者がその沖縄県内における貯蔵場所で所持する引上対象酒類及び引下対象酒類に係る手持品課税等は、<u>沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第107号）</u>による改正後の沖特令第89条《酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等》の規定に基づき、この通達に準じて取り扱う。</p>